

<窓口対応記録>

所 長	次 長	総 務 課	建築住宅 課 長	都市計画 課 長	課 僚	担 当

- 1 日 時 平成 15 年 3 月 25 日 (火) 11:30 頃
 2 相手方 [REDACTED]
 3 当 方 熱海土木事務所建築住宅課 [REDACTED]
 4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

[REDACTED] 宅造の報告を提出しに来ました。

[REDACTED] これで全てでしょうか。

[REDACTED] 後から出てきた写真とかありますけど、今、都市計画課さんのほうで工事の停止命令が出ていて、防災の計画を立てているところなんです。上で開発をしたことで [REDACTED] には信用がないと県庁で言われて、上を開発しようとしても [REDACTED] の名前では許可はダメだといわれている。下の方は、擁壁がどうのこうのという問題ではなくて、根本ができていないと言われている。任意に2本くらいボーリングをやってもダメだということが出されているんですよ。それで、この前連れてきたコンサルが、地盤の専門屋と一緒に今週こちらに何う事になっていると思うんですが、うちが動くとかダメなんで、現況の平面図も作ってもらって、上と下を一体で考えた防災計画を作ってもらっているところなんです。そういうことなんで、とにかくうちとしては、無駄なことはしたくないんですよ。

[REDACTED] では、これで全部ですね。あと、提出先なんですが、文書を知事名で出させてもらっているんで、知事あてでお願いできますか。(文書のあて先が土木事務所長となっていることのため)

[REDACTED] わかりました。いっしょに来たもう一つの(風致の通知と思われる)と勘違いをしたみたい。直して郵送で送りします。

あと、これからどうなるんですか。都市計画のように弁明がくるんですか。次に、工事の停止命令がくるんですよ。文書がいつも土曜日に来るんですよ。それで、(提出期限が) 次の木曜ぐらいでしょ。きついんですよ。

宅造法が時間を置いて同じものを求めてきたでしょう。

これで、都市計画に追いつくんですよ。

[REDACTED] 同じものを求めたのは・・・

[REDACTED] それは法律が違うからというのは、理解しましたから。

[REDACTED] とりあえず、これを見させてもらい、内部で協議をします。

見ても変わらないでしょ。都市計画に出したのと同じですよ。都市計画の写真は見ていますよね。

見えています。

見ていればわかりますよね。写真が足りないことは分かっているんで。都市計画の判断と違うことがあるんですか。

都市計画法と宅造法の技術基準はほぼ同じですので、変わるようなことはないと思います。とにかく、この報告書の内容を見させてもらいます。

2番目の図面はもう少し時間がかかるということですね。

手持ちのはあるんですが、印の押してあるのは、東京に全て行ってしまっているんで、一度こっちに戻さなければならないんで。作業自体は、ここでやれと言われればすぐできるのですが。

図面は、文書にもあるように印のあるものを使って下さい。

分かりました。うちとしては、今、防災計画を作ってもらっているんですが、できれば、都市計画と建築住宅の両方の目で見てもらいたいですよ。片方が良くて、片方がダメでは困るんです。まだ今は宅造の方が停止まで行っていないんですが、先のことを考えると、これから（防災計画の立案の）途中の段階でこちらに来ることがあると思うんですけど、両方で見てもらいたい。

技術基準も同じですし、そういうことであれば、同席することは構いません。

分かりました。では、（文書については）修正したら郵送します。

そうしてください。

5 その他

都市計画法により工事停止及び防災の措置の命令を行っているため、宅造法について抵抗しようという意思は感じられない。宅造法についても都市計画法と同様の命令までであるだろうと半ばあきらめているように思われる。